

投稿規程

(令和8年6月29日理事会決定)

(目的)

1. 「体育・スポーツ科学」(Journal of Physical Education and Sports Science)は、兵庫体育・スポーツ科学学会の機関誌としてオンラインにて年1回以上発行する。本誌は、本学会会員の体育・スポーツ科学に関する研究発表の場にあてる。

(投稿者の資格)

2. 本誌に投稿できるのは、本学会会員および編集委員会が認めた者とする。非学会員が共同著者となる場合は、掲載料(一人につき1,000円)を支払うものとする。

(原稿の内容)

3. 原稿の内容は、体育・スポーツ科学の研究領域に関する総説、原著論文、研究資料、実践研究、事例報告とする。ただし、編集委員会が認めた場合は、これ以外の内容でも投稿できる。原稿は、完結した未発表のものであり、他誌に投稿中でないものに限る。

(原稿の分量)

4. 総説、原著論文、研究資料、実践研究および事例報告の原稿は、本誌指定のテンプレートを用い、本文、注記および引用文献を含めて20ページ以内とする。図表および抄録はページ数に含めない。ただし、編集委員会が認めた場合はこの限りでない。

(投稿の方法)

5. 投稿は、原稿ファイルを用いて行う。原稿は執筆要項に従って作成し、標題のページには投稿区分(総説、原著論文、研究資料、実践研究又は事例報告)を明記する。投稿時には、執筆要項に定める書類を編集委員会が指定する方法により提出する。投稿された原稿は、原則として返却しない。

(原稿の査読と採否)

6. 原稿の採否は、査読審査にもとづき編集委員会において決定する。

(投稿料)

7. 投稿者は、投稿時に投稿料3,000円を事務局に支払うものとする。審査結果が掲載不可となり、論文の種類を変更して再度投稿する場合、改めて投稿料を支払うものとする。

(投稿の締め切り)

8. 論文の投稿は年間を通じて受け付ける。掲載決定後の論文は、正式発行に先立ち早期公開する。ただし、審査状況その他の事情により、正式発行が次号以降となる場合がある。

(校正)

9. 著者による校正は、初校のみとする。校正は、原則として誤植などの訂正にとどめ、内容の変更は認めない。

(著作権)

10. 本誌に掲載された論文等の著作権は兵庫体育・スポーツ科学学会に帰属する。ただし、著者は、本誌掲載後に限り、当該論文等を個人又は所属機関が管理するウェブサイト、機関リポジトリその他これに準ずる媒体に掲載することができる。この場合、掲載する論文等は内容を改変しないものとし、本誌に掲載されたものであることを明示しなければならない。

(編集委員会)

11. 兵庫体育・スポーツ科学学会理事会において編集委員長を選任する。編集委員長は、編集委員会を編成し、理事会の承認を得る。「体育・スポーツ科学」編集委員会の宛先は、兵庫体育・スポーツ科学学会編集委員長とする。